

昭和三十年法律第二百三十三号

地方揮発油譲与税法

(地方揮発油譲与税)

第一条 地方揮発油譲与税は、地方揮発油税法

(昭和三十年法律第二百四号)の規定による地方

揮発油税の收入額に相当する額とし、都道府県

及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対

して譲与するものとする。

(都道府県及び指定市に対する地方揮発油譲与税の譲与の基準)

地方揮発油譲与税の千分の五百四十八に

相当する額は、都道府県及び道路法(昭和二十

七年法律第二百八十号)第七条第三項に規定する

一項及び第二項の規定の例により、道路の延長

及び面積に按分して譲与するものとする。

第一項又は前項の道路の延長及び面積は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。

ただし、道路の種類、幅員による道路の種

別その他の事情を参酌して、総務省令で定める

ところにより、補正することができる。

地方揮発油譲与税の千分の五十五に相当する

額は、都道府県に対し、当該都道府県が地方税

法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一百四

六条第一項若しくは第三項又は第一百四十七条

第一項若しくは第二項の規定により自動車税の

種別割を課した自家用の乗用車(三輪の小型自

動車であるもの及び同法第一百七十七条の十七の

規定により自動車税の種別割を免除したものと

除く。次項において同じ。)の台数に按分して

譲与するものとする。

前項の規定による各譲与時期に譲与することが

できなかった額があるとき、又は各譲与時期

において譲与すべき額を超えて譲与した額が

あるときは、それぞれ当該金額を、次の譲与時

期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額

するものとする。

(譲与時期ごとの譲与額の計算)

各都道府県及び市町村に対する前条第一

項に規定する各譲与時期ごとに譲与すべき地方

揮発油譲与税の額として前三条の規定を適用し

て計算した金額に千円未満の端数金額があると

きは、その端数金額を控除した金額をもつて、

当該各譲与時期ごとに譲与すべき地方揮発油譲

与税の額とする。

(譲与額の算定に用いる資料の提出義務)

都道府県知事及び市町村の長は、総務省

令で定めるところにより、地方揮発油譲与税の

額の算定に用いる資料を総務大臣に(市町村の

長にあつては、都道府県知事を経由して総務大

臣に)提出しなければならない。

(譲与額の算定に誤謬があつた場合の措

置)

新たに指定市に指定があり、当該指定市

が一般国道、高速自動車国道又は都道府県道の

管理を行うこととなつた場合における第一条の

規定の適用の特例については、政令で定める。

附 則

抄

では、その使途について条件を付け、又は制限

してはならない。

(指定市の指定があつた場合における譲与の基

準に関する特例)

国は、地方揮発油譲与税の譲与に当つた

方揮発油譲与税を譲与しようとするとき。

(地方揮発油譲与税の使途)

では、その使途について条件を付け、又は制限

してはならない。

(譲与時期ごとに譲与すべき額の計算)

各都道府県及び市町村に対する前条第一

項に規定する各譲与時期ごとに譲与すべき地方

揮発油譲与税の額として前三条の規定を適用し

て計算した金額に千円未満の端数金額があると

きは、その端数金額を控除した金額をもつて、

当該各譲与時期ごとに譲与すべき地方揮発油譲

与税の額とする。

(譲与額の算定に誤謬があつた場合の措

置)

新たに指定市に指定があり、当該指定市

が一般国道、高速自動車国道又は都道府県道の

管理を行うこととなつた場合における第一条の

規定の適用の特例については、政令で定める。

附 則

抄

では、その使途について条件を付け、又は制限

してはならない。

(指定市の指定があつた場合における譲与の基

準に関する特例)

国は、地方揮発油譲与税の譲与に当つた

方揮発油譲与税を譲与しようとするとき。

(地方揮発油譲与税の使途)

では、その使途について条件を付け、又は制限

してはならない。

(譲与時期ごとに譲与すべき額の計算)

各都道府県及び市町村に対する前条第一

項に規定する各譲与時期ごとに譲与すべき地方

揮発油譲与税の額として前三条の規定を適用し

て計算した金額に千円未満の端数金額があると

きは、その端数金額を控除した金額をもつて、

当該各譲与時期ごとに譲与すべき地方揮発油譲

与税の額とする。

(譲与額の算定に誤謬があつた場合の措

置)

新たに指定市に指定があり、当該指定市

が一般国道、高速自動車国道又は都道府県道の

管理を行うこととなつた場合における第一条の

規定の適用の特例については、政令で定める。

二 第二条第一項、第四項、第六項(第三条第

二項において準用する場合を含む。)若しく

は第八項、第三条第一項又は前条の総務省令

を制定し、又は改廃しようとするとき。

(地方揮発油譲与税の使途)

では、その使途について条件を付け、又は制限

してはならない。

(指定市の指定があつた場合における譲与の基

準に関する特例)

国は、地方揮発油譲与税の譲与に当つた

方揮発油譲与税を譲与しようとするとき。

(地方揮発油譲与税の使途)

では、その使途について条件を付け、又は制限

してはならない。

(譲与時期ごとに譲与すべき額の計算)

各都道府県及び市町村に対する前条第一

項に規定する各譲与時期ごとに譲与すべき地方

揮発油譲与税の額として前三条の規定を適用し

て計算した金額に千円未満の端数金額があると

きは、その端数金額を控除した金額をもつて、

当該各譲与時期ごとに譲与すべき地方揮発油譲

与税の額とする。

(譲与額の算定に誤謬があつた場合の措

置)

新たに指定市に指定があり、当該指定市

が一般国道、高速自動車国道又は都道府県道の

管理を行うこととなつた場合における第一条の

規定の適用の特例については、政令で定める。

二 第二条第一項、第四項、第六項(第三条第

二項において準用する場合を含む。)若しく

は第八項、第三条第一項又は前条の総務省令

を制定し、又は改廃しようとするとき。

(地方揮発油譲与税の使途)

では、その使途について条件を付け、又は制限

してはならない。

(指定市の指定があつた場合における譲与の基

準に関する特例)

国は、地方揮発油譲与税の譲与に当つた

方揮発油譲与税を譲与しようとするとき。

(地方揮発油譲与税の使途)

では、その使途について条件を付け、又は制限

してはならない。

(譲与時期ごとに譲与すべき額の計算)

各都道府県及び市町村に対する前条第一

項に規定する各譲与時期ごとに譲与すべき地方

揮発油譲与税の額として前三条の規定を適用し

て計算した金額に千円未満の端数金額があると

きは、その端数金額を控除した金額をもつて、

当該各譲与時期ごとに譲与すべき地方揮発油譲

与税の額とする。

(譲与額の算定に誤謬があつた場合の措

置)

新たに指定市に指定があり、当該指定市

が一般国道、高速自動車国道又は都道府県道の

管理を行うこととなつた場合における第一条の

規定の適用の特例については、政令で定める。

新譲与税法第三条第一項の規定により昭和五十一年八月において譲与すべき地方道路譲与税の額は、同項の規定にかかわらず、新譲与税法第二条第一項の規定により都道府県及び指定市に譲与すべき地方道路譲与税にあつては、同年四月から七月までの間の収納に係る地方道路税の収入額の五分の四に相当する額に同年三月における同月において収納すべき地方道路税の収入額の見込額と同月において収納した地方道路税の収入額との差額を加算し、又はこれから減額した額に相当する額とし、新譲与税法第二条の二第一項の規定により市町村に譲与すべき地方道路譲与税にあつては、同年四月から七月までの間の収納に係る地方道路税の収入額の五分の一に相当する額とする。

**第十七条** 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
**附 則**（昭和五八年一二月一〇日法律第  
八三号）  
抄

譲与税法の規定は昭和五十五年度分の地方道路譲与税から適用し、昭和五十四年度分までの地方道路譲与税については、なお従前の例による。

**第十五条** (施行期日) この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。  
**第十五条** (地方道路譲与税法の一部改正による改正後の地方道路施設の運営等) 第二条の規定による改正後の地方道路施設の運営等

**第二十二条** 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。



方道路譲与税については、なお従前の例による。

(この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置)

**第二十条の二** この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に關し必要な事項(この附則の規定の読み替えを含む。)

その他のこの法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

**第二十一条** 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (平成二一年三月三一日法律第九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(地方道路譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

**第十四条** 第三条の規定による改正後の地方揮発油譲与税法(以下この条において「新譲与税法」という。)の規定は、平成二十一年度分の地方揮発油譲与税から適用する。

2 第三条の規定による改正前の地方道路譲与税法(以下この条及び附則第三十二条第二項において「旧譲与税法」という。)の規定(旧譲与税法第五条及び第七条を除く。)は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号。以下この項において「平成二十一年所得税法等改正法」という。)第四条の規定による改正前の地方道路税法(昭和三十年法律第一百四号)の規定(平成二十一年所得税法等改正法附則第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)による地方道路税について、なおその効力を有する。

3 新譲与税法第七条の規定は、前項の規定によりなおその効力を有することとされる旧譲与税法第四条第一項の規定により平成二十一年六月において譲与すべき地方道路譲与税(次項において「平成二十一年六月分地方道路譲与税」という。)の額の算定について準用する。この場合において、新譲与税法第七条中「地方揮発油譲与税」とあるのは、「地方道路譲与税」と読み替えるものとする。

4 旧譲与税法第四条第一項(第二項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。)の額の算定について準用する。この場合において、新譲与税法第七条中「地方揮発油譲与税」とあるのは、「地方道路譲与税」と読み替えるものとする。

む。)の規定により地方道路譲与税を都道府県及び市町村に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要が平成二十一年六月分地方道路譲与税を譲与した後に生じたときは、当該増加し、又は減少すべき額については、平成二十一年十一月以後に到来する地方揮発油譲与税の譲与時期において、これを地方揮発油譲与税の増加し、又は減少すべき額とみなして、新譲与税法第七条の規定を適用する。

(政令への委任)

**第十八条** この法律の公布の日が附則第一条本文に規定する日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に關し必要な事項(この附則の規定の読み替えを含む。)その他のこの法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (平成三一年三月二九日法律第二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から八まで 略

九 第六条及び第九条並びに附則第二十二条、

第十一条 第二十五条及び第三十条第三項の規定 令和十六年四月一日

(地方揮発油譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第一号 第二十五条及び第三十条第三項の規定 令和十六年四月一日

(地方揮発油譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第二号 第二十五条及び第三十条第三項の規定 令和十六年四月一日

(地方揮発油譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第三号 第二十五条及び第三十条第三項の規定 令和十六年四月一日

(地方揮発油譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第四号 第二十五条及び第三十条第三項の規定 令和十六年四月一日

(地方揮発油譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第五号 第二十五条及び第三十条第三項の規定 令和十六年四月一日

(地方揮発油譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第六号 第二十五条及び第三十条第三項の規定 令和十六年四月一日

(地方揮発油譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第七号 第二十五条及び第三十条第三項の規定 令和十六年四月一日

(地方揮発油譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第八号 第二十五条及び第三十条第三項の規定 令和十六年四月一日

(地方揮発油譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

の下欄に掲げる額のうち、同年三月における収納に係る額の百分の五十八に相当する額と同年四月及び五月の収納に係る額の千分の五百四十八に相当する額との合算額)を、同条第七項と、「を、前条第一項」とあるのは、「(同年六月に譲与すべきものについては、同表六月の項の下欄に掲げる額のうち、同年四月及び五月の収納に係る額の千分の五十五に相当する額)を、前条第一項」とあるのは、「(同年六月に譲与すべきものについては、同表六月の項の下欄に掲げる額のうち、同年四月及び五月の収納に係る額の千分の三百九十七に相当する額との合算額)を譲与する」とする。

(同年六月に譲与すべきものについては、同表六月の項の下欄に掲げる額のうち、同年三月における収納に係る額の百分の四十二に相当する額と同年四月及び五月の収納に係る額の千分の三百九十七に相当する額との合算額)を譲与する」とする。

#### 附 則 (令和二年三月三一日法律第五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。

**第二条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。